



2020年10月26日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO 竹内 康雄
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 IR 部門 バイスプレジデント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

当社旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の最高裁決定に関するお知らせ

2019年5月16日付適時開示「当社旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ」および2019年5月28日付適時開示「上告及び上告受理申立てに関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社は、当社の過去の損失計上先送り問題に関する当社旧取締役5名に対する損害賠償請求訴訟について、東京高等裁判所にて言い渡されました控訴審判決のうち、下山敏郎（但し、下山敏郎は死亡しており、3名の相続人が被告。以下同じ。）および岸本正壽の2名に対する請求を棄却した部分を不服として、最高裁判所に上告および上告受理申立てを行っておりました（但し、上告については、上告受理申立理由書の提出と同時に取下げております。）¹。一方、菊川剛、山田秀雄、森久志3名に対しては、控訴審判決にて当社の請求が認容されており、山田秀雄および森久志は、控訴審判決の一部を不服として、上告および上告受理申立てを行っておりましたが、菊川剛は上告せずに控訴審判決が確定しております。

今般、2020年10月22日付で、最高裁判所より、当社の上告受理申立てについて、上告不受理の決定がなされ、また旧取締役2名の上告および上告受理申立てについて、上告棄却および上告不受理の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定がなされた裁判所及び日付

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 日付：2020年10月22日（決定書受領日：2020年10月23日）

2. 決定の内容

- (1) 当社の上告受理申立て
 - ① 本件を上告審として受理しない。
 - ② 申立費用は申立人の負担とする。
- (2) 旧取締役2名の上告及び上告受理申立て
 - ① 本件上告を棄却する。

¹ 理由書提出の段階で、当社は、上告の理由について、上告受理申立ての理由（民事訴訟法第318条1項）に統一を図りました。

- ② 本件を上告審として受理しない。
- ③ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

3. 決定に至るまでの経緯

当社の過去の損失計上先送り問題に関する当社旧取締役5名に対する損害賠償請求訴訟について、東京高等裁判所は、菊川剛、山田秀雄、森久志の3名については、当社の請求を認容する判決を下し、下山敏郎および岸本正壽については、当社の請求を棄却する判決を下しました。当社は、下山敏郎および岸本正壽の2名に対する請求を棄却した部分を不服として、最高裁判所に上告および上告受理申立てを行い（但し、前述のとおり、上告は取下げ済み。）、山田秀雄および森久志は、当社の請求を認容した部分を不服として、上告及び上告受理申立てを行いました（菊川剛については、上告せず控訴審判決が確定しました。）ところ、2020年10月22日付で、最高裁判所より、当社の上告受理申立てについて、上告不受理の決定がなされ、旧取締役2名の上告および上告受理申立てについて、上告棄却および上告不受理の決定がなされました。以上により、旧取締役に対する損害賠償請求訴訟は全て終結いたしました。

4. 今後の見通し

同決定による当社業績への影響はありません。

以 上